

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する同法第 47 条の 2 の規定による同法第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 教 習 機 関 の 名 称	一般社団法人上北労働基準協会
登 録 教 習 機 関 の 住 所	青森県十和田市西三番町 3 番 17 号
変更前の代表者の職氏名	会長 手間本 興家
変更後の代表者の職氏名	会長 中野渡 悟
変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 11 日
登 録 番 号	第 104 号、第 105 号、第 107 号、第 118 号

令和 8 年 8 月 12 日

青 森 労 働 局 長